

公益財団法人ピジョン奨学財団
平成30年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

ピジョン奨学財団では、わが国の新生児、小児、妊産婦医療の振興とお母さんと赤ちゃんの健やかな生活、成長に寄与することを目的として、国内の総合大学医学部又は医科大学で医学を専攻する学生で、将来、新生児科、小児科又は産科等を志すものに対して奨学金を支給します。

2. 特 徴

奨学金は支給とし、返済の義務はありません。

3. 奨学生の応募資格

下記の大学において医学系の学科を専攻する5年生（平成30年4月1日現在）であり、将来、新生児科、小児科、産科等の医師を志す者

国 公 立	私 立
・ 東京大学（東京都文京区）	・ 慶應義塾大学（東京都新宿区）
・ 東京医科歯科大学（東京都文京区）	・ 順天堂大学（東京都文京区）
・ 千葉大学（千葉県千葉市）	・ 昭和大学（東京都品川区）
・ 筑波大学（茨城県つくば市）	・ 東京慈恵会医科大学（東京都港区）
・ 横浜市立大学（神奈川県横浜市）	・ 日本医科大学（東京都文京区）
・ 群馬大学（群馬県前橋市）	・ 東京医科大学（東京都新宿区）
・ 名古屋大学（愛知県名古屋市）	・ 埼玉医科大学（埼玉県入間郡毛呂山町）
・ 京都大学（京都府京都市）	・ 東邦大学（東京都大田区）
・ 大阪大学（大阪府吹田市）	・ 獨協医科大学（栃木県下都賀郡壬生町）
・ 神戸大学（兵庫県神戸市）	
・ 名古屋市立大学（愛知県名古屋市）	
・ 京都府立医科大学（京都府京都市）	
・ 大阪市立大学（大阪府大阪市）	

4. 採用人員

新5年生：45名（予定）

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額5万円

(2) 支給の期間

平成30年4月から平成32年3月までの2年間

(3) 支給の方法

奨学金は、原則として3ヶ月分を3ヶ月毎に本人名義の銀行口座に振り込みます。

➤ 初回支給は平成30年7月10日ごろを予定（初回のみ6ヶ月分）。

以後は3ヶ月分を3ヶ月おきに支給予定。

6. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止をすることがあります。また、下記(3)～(8)に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

(1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期にわたって欠席したとき

(2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき

(3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき（廃止）

(4) 学業成績又は操行が不良となったとき（廃止）

(5) 在学する大学における学籍を失ったとき（廃止）

(6) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき（廃止）

(7) 当財団若しくは支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき（廃止）

(8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき（廃止）

7. 募集方法

各大学の奨学金担当窓口を通じて募集します。学生からの直接応募は一切受け付けません。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、各大学の奨学金担当窓口へ提出してください。

(1) 奨学生願書（所定の様式）

- (2) 成績証明書（平成29年度分 ※入学から4年次終了までを対象とする）
- (3) 個人情報の取扱いについての同意書（所定の様式）
- (4) 大学学長、指導教授等の推薦書

9. 応募締切日

平成30年4月20日（金）当財団事務局必着

10. 選考及び決定

- (1) 当財団に設置する奨学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定します。
- (2) 選考にあたっては、奨学生願書、成績証明書、推薦書を総合的に審査し、当財団以外の団体等からの奨学金の受給状況及び家庭の収入状況を参考とさせていただきます。
- (3) 採用決定者については、大学及び本人に通知します。（平成30年6月中旬ごろを予定）

11. その他

- (1) 奨学生採用者には、進級時にあらためて成績証明書及び生活状況報告書等の提出を義務付けます。
- (2) 応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

〒103-8480 東京都中央区日本橋久松町4番4号
公益財団法人ピジョン奨学財団 事務局